

<適正契約チェックシート>

シルバー人材センターに依頼
したい仕事の契約方法は
「どれが**適当**だろう!」



Q1 「スタート!!」

高齢者にふさわしい仕事ですか? (危険・有害な仕事ではない)

「はい」

「いいえ」

Q2

お客様から指揮命令はありませんか?

「ない」

「ある」

Q3

お客様と混在作業をしていませんか?

「ない」

「ある」

Q4

臨時的・短期的又は軽易な業務ですか?
(目安…月 10 日、週 20 時間程度)

Q5

臨時的・短期的又は軽易な業務ですか?
(月 80 時間を超えない)

「はい」

「いいえ」

「はい」

「いいえ」

Q6

ローテーションを組む等
の対応が可能ですか?

Q7

ローテーションを組む等
の対応が可能ですか?

「はい」

「いいえ」

「はい」

「いいえ」

【請負・委任による契約】
(シルバー基本就業)

【労働者派遣による契約】
又は
【有料職業紹介による契約】

【労働契約 (雇用関係)】
(シルバー人材センターでは、
お引き受けできない契約内容と
なります)

※ご利用について、別冊「シルバー人材センター活用ガイド」等もご参照ください。

※例¹
(フォークリフト、クレーン等の操作 / プレス機器等の重量機器の操作 / 高所作業 / 皮膚疾患等を伴う有害物質の取扱い等)

☆☆ チェックシートの各問いに関する内容の説明について ☆☆

Q 1

「高齢者にふさわしい仕事ですか？（危険・有害な仕事ではない）」

- ◆センターの会員は高齢者なので、その能力・体力等に見合った仕事の提供となります。したがって、危険又は有害な作業はご遠慮願います。（表面の「※例」の他、重大な災害に結びつくおそれのある仕事等）

Q 2

「お客様から指揮命令はありませんか？」

- ◆請負・委任契約とは、雇用関係はありません。請負とは、お客様から指揮命令を受けることはなく、依頼された仕事を会員自身が責任を持って仕事を完成いたします。（指揮命令が出来ません）
委任とは、委任された仕事の遂行（完成ではない）を目的とするものです。

Q 3

「お客様と混在作業をしていませんか？」

- ◆シルバー会員に対して、自社の雇用労働者と同一に扱うことは、どうしても雇用であると判断されます。「偽装請負」や「労働者供給事業」と見なされるのは勿論、「労働基準法」や「労働者安全衛生法」等の労働関係法規上の義務違反にも問われることとなります。
したがって、シルバー会員と自社の雇用労働者とは明確に区分する必要があります。（労働者派遣・有料職業紹介による契約を除く）

Q 4・5

「臨時的・短期的又は軽易な業務ですか？」

- ◆「臨時的・短期的な業務（就業）」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であって、連続的又は断続的な概ね月 10 日程度（月 80 時間を超えない）の業務（就業）となります。

「軽易な業務（就業）」とは、労働者の一週間当たりの平均的な労働時間と比較して相当程度短いもの、一週間当たりの就業時間が概ね 20 時間（月 80 時間）を超えないもので、かつ厚生労働大臣が定める軽易な業務※として認められた業務（就業）となります。

（※その処理に当たり免許又は資格を必要とする業務、特別の知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に従事することが必要な業務（経理等））

Q 6・7

「ローテーションを組む等の対応が可能ですか？」

- ◆「Q 4・5」の記載している通りシルバー会員の就業は「臨時的・短期的」な就業が原則（高齢法による）であるため、目安となる日数（時間）以上の就業や長期就業は「高齢法」違反となります。したがって、ローテーションを組む等の対応が必要となります。また、シルバー人材センターは、高齢者の生きがい対策として、会員の能力と希望に応じて仕事（就業機会）を公平に提供しよう厚生労働省から通知を受けております。シルバー人材センター事業についてご理解とご協力をお願いいたします。

※このチラシは、一部の内容です。詳細についてはお問い合わせください。

公益社団法人福島市シルバー人材センター

☎ 024 (531) 2511 / FAX 024 (531) 8274

福島市東浜町11番40号 / ホームページアドレス <http://www.f-sjc.jp/>